

令和2年3月定例議会 議案概要			担当課	税務課	種別	条例
議案番号	議案第17号	議案名	琴浦町国民健康保険税条例の一部改正について			
目的	令和2年度から段階的に国保財源が不足する見込みのため、本条例を一部改正し、安定的な国保運営を行う。					
内容	1 概要					
	(1) 令和6年度の激変緩和措置の廃止により県への納付金が増大し、今後大幅な負担増が待ち受けているため、将来を見据え、段階的に保険税率を引き上げる。					
	(2) 資産割については、他市町村に所有する資産には課税されない等の不平等な面があり、資産のある低所得者の負担も考慮し、廃止する。					
	(3) 応能応益割合については、現行比率(58:42)のままとする。					
	課税額の種類・内訳		改正後	改正前	比較	
	基礎課税額 (医療分)	所得割額	8.20%	6.50%	1.7%増	
		資産割額	(廃止)	23.0%	23.0%減	
		被保険者均等割額	24,000円	21,500円	2,500円増	
		世帯別平等割額	23,300円	21,500円	1,800円増	
		特定世帯 特定継続世帯	11,650円 17,475円	10,750円 16,125円	900円増 1,350円増	
後期高齢者支援金等課税額 (支援金分)	所得割額	2.80%	2.40%	0.4%増		
	資産割額	(廃止)	7.0%	7.0%減		
	被保険者均等割額	8,400円	7,200円	1,200円増		
	世帯別平等割額	8,100円	7,500円	600円増		
	特定世帯 特定継続世帯	4,050円 6,075円	3,750円 5,625円	300円増 450円増		
介護納付金課税額 (介護分)	所得割額	2.30%	1.60%	0.7%増		
	資産割額	(廃止)	8.0%	8.0%減		
	被保険者均等割額	9,100円	8,100円	1,000円増		
	世帯別平等割額	6,100円	5,300円	800円増		
補足事項	施行日 令和2年4月1日					